

第4回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要（その2 保証制度の方向性）

2024年10月10日開催

2024年10月15日

第4回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（以下「WG」という）では、[第3回WG](#)の議論を踏まえ、[有価証券報告書におけるサステナビリティ開示基準の導入における論点と保証制度の方向性](#)についての議論が行われました。本稿では第4回WGの議論のうち、今回のWGから本格的に議論が始まった[保証制度の方向性](#)について概要を解説します。[有価証券報告書におけるサステナビリティ開示基準の導入における論点](#)については、「[第4回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要（その1 サステナビリティ開示基準の導入における論点）](#)」をご覧ください。

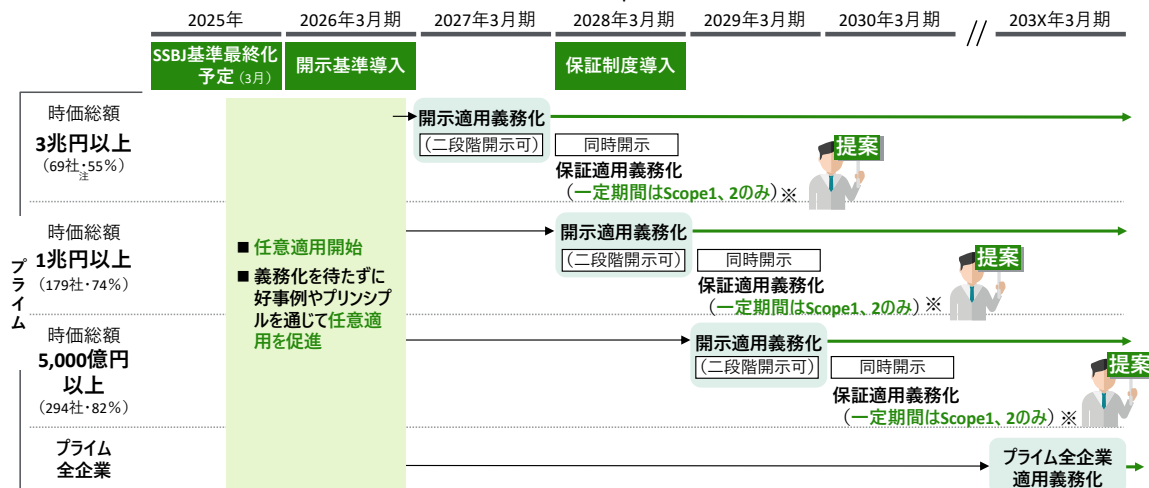
サステナビリティ情報に対する保証制度の方向性

有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用対象と適用時期は、時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業（以下「プライム上場企業」という）に2027年3月期より段階的に導入する案が、第3回WGにおいてWG事務局（以下「事務局」という）より「基本線」として示されました。保証についても第3回WGで、開示と保証の一体的な適用よりも早期に開示基準を導入することを優先すべきであるとして、SSBJ基準適用義務化の翌年に保証制度を導入する事務局案が示されました。第4回WGでは、サステナビリティ情報に対する保証制度の方向性として、保証の範囲・水準や、保証業務の担い手などについて、事務局からは以下のような案が示され議論が行われました。

- サステナビリティ情報の保証の範囲については、保証義務化から一定期間は温室効果ガス排出量のScope 1、2のみを保証対象とし、保証水準も当初は限定的保証とする。
- 保証業務の担い手は、新たな制度の下で登録を受けた監査法人又はその他の保証業務提供者（保証制度導入後一定期間は仮登録で運用）を想定する。保証業務実施者が必要に応じて外部専門家を活用することも考えられる。

サステナビリティ情報に対する保証制度の方向性（イメージ）

サステナビリティ情報の保証適用義務化について、一定期間はScope1、2のみとする案が事務局より提案されました



スタンダード・グロス市場上場企業、非上場有価証券報告書提出会社については、任意適用の促進により、開示を底上げ

- 保証業務実施者は、新たな制度の下で登録を受けた監査法人又はその他の保証業務提供者（保証制度導入後一定期間は仮登録で運用）を想定。また、保証業務実施者が必要に応じて、外部専門家を活用することも考えられる
 - 保証水準は限定的保証とし、今後、実務の状況や海外の動向等を踏まえ、合理的保証への移行の可否について検討
- ※Scope1、2に限定されない任意の保証に係る制度上の位置付けについては、国際動向等を踏まえて検討
注：時価総額に応じた適用社数とカバレッジ（Bloomberg及びJPX公表統計の2024年3月29日時点の情報から作成）
出所：金融庁ウェブサイト 第4回WG事務局説明資料 (01.pdf (fsa.go.jp)) P.32を参考にトーマツ作成

保証制度の導入における主要な論点

保証制度の導入における主要な論点として、以下の5つの論点が第3回WGで事務局から示されました。第4回WGでは、論点1の保証の範囲・水準等、論点2の保証の担い手を中心に検討が行われました。保証制度の導入については、委員からさまざまな意見が示されており、引き続き検討されるものと思われます。

論点
1

サステナビリティ保証の範囲・水準等

- 第三者保証の対象範囲は、公正妥当なサステナビリティ情報の開示の基準により作成された情報の全てか又はその一部にするか
- 保証水準は、限定的保証か合理的保証のどちらか、開示項目によって水準を分けるか、一定期間後に保証水準を変更するか

論点
2

サステナビリティ保証業務の担い手

- 保証業務実施者については、公認会計士以外も含む制度（profession-agnostic）にするか
- 金融商品取引法において、サステナビリティ保証業務を行う者を規制する枠組みをどのように規定すべきか（参入規制、義務、責任、業務制限等）
- サステナビリティ保証業務実施者の資質及びその確認のあり方、サステナビリティ保証人材の育成（財務諸表監査に支障を生じさせないためのリソース確保を含む）

論点
3

サステナビリティ保証業務に関する保証基準及び倫理・独立性基準

- 財務諸表監査における監査基準や倫理規則に相当するルールの体系や設定主体をどのようにするか、国際的なサステナビリティ保証業務に関する保証基準や倫理・独立性基準との整合性をどのように確保すべきか

論点
4

サステナビリティ保証業務実施者への検査・監督のあり方

- 金融庁や公認会計士・監査審査会の役割や権限の見直しも含めて、検査・監督のあり方はどうあるべきか

論点
5

自主規制機関の役割

- 自主規制機関の運営主体はどうあるべきか、どういった役割を果たすべきであるか

参考：金融庁委託調査「主要国のサステナビリティ情報等の開示・保証の動向に関する調査」報告書の公表
<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20240417/20240417.html>

出所：金融庁ウェブサイト 第4回WG事務局説明資料（01.pdf (fsa.go.jp)）P.24を参考にトーマツ作成

■ 論点1 保証の範囲・水準等

前述の通り保証の範囲については、保証義務化から一定期間は温室効果ガス排出量のScope 1、2のみを対象とし、保証水準も当初は限定的保証とする案が事務局から示されました。

保証対象をScope 1、2に限定することについては、諸外国では基準上開示が求められる全ての情報を保証しているケースがあるため、国際的な比較可能性や情報の信頼性確保の観点から、より幅広い開示情報に対して保証を義務付けるべき、という意見が複数の委員から示されました。一方で、有価証券報告書の作成者側の委員を中心に、保証範囲を限定することに賛成する意見も複数示されました。

また、保証水準については、まずは限定的保証から開始して、今後、実務の状況や海外の動向等を踏まえ、合理的保証への移行を検討する事務局案に賛成する意見が複数示されました。

さらに、保証範囲の将来の拡大を見据えた企業の体制整備のため、時間軸を持ったロードマップの公表を望む意見も多く示されました。

■ 論点2 サステナビリティ保証業務の担い手

保証業務の実施者を公認会計士以外も含む制度（Profession-agnostic）にするか否かについては、第4回WGにおいて委員の意見が分かれました。

保証の品質や独立性確保の観点、ISSB基準で重視されている財務情報とのコネクティビティを見る能力などの観点から、保証の担い手の範囲が狭くても公認会計士・監査法人とすることが望ましい、とする意見と、現状の任意での保証業務が非監査法人系の組織によっても実施されていることを踏まえ、保証の担い手への独立性や資質を担保するための教育を行った上で、公認会計士・監査法人以外も含む制度とすることが望ましい、とする意見など、委員の意見が分かれたため、保証の担い手については引き続き検討されるものと思われます。

さらに、第4回WGでは事務局から、保証業務実施者は、新たな制度の下で登録を受けた監査法人又はその他の保証業務提供者（保証制度導入後一定期間は仮登録で運用）を想定する、という案や、保証業務実施者が必要に応じて、外部専門家を活用することも考えられるとの案が示されました。

仮登録については、仮登録により保証業務の担い手の間口を広げるより、情報の信頼性を確保するため、しっかり審査したうえで登録していくことが必要であり、仮登録には反対という意見や、どのような制度設計になるのか明確にした上で議論すべき、という意見、実績や経験に応じて公平に登録される仕組み作りが必要という意見がありました。

■ 論点3 サステナビリティ保証業務に関する保証基準及び倫理・独立性基準

第4回WGでは、財務諸表監査における監査基準や倫理規則に相当するルールの体系や設定主体をどのようにするか、国際的なサステナビリティ保証業務に関する保証基準や倫理・独立性基準との整合性をどのように確保すべきか、についても検討されました。

委員からは、市場関係者が保証に何を期待するかが重要であり、国際的に見て遜色のない保証を求めるといふことであれば、適切な保証基準に従って業務を実施する必要があり、教育、独立性、検査・監督を担保することが必要。これらを実現する法的枠組みが全ての保証業務実施者に均一な形で担保されるということが不可欠である、という意見や、公認会計士が否かにかかわらず、独立性や倫理・保証水準に差が生じないように、保証実施者は、国際的な保証基準や倫理・独立性基準を共通ルールとして保証業務を行う必要があり、品質確保のための枠組みの検討が早急に必要との意見が複数示されました。

■ 論点4 サステナビリティ保証業務実施者への検査・監督のあり方

第4回WGでは、金融庁や公認会計士・監査審査会の役割や権限の見直しも含めて、検査・監督のあり方はどうあるべきか、についても検討されました。

委員からは、財務諸表監査の監督制度を生かすようにする、という意見や、仮に金融商品取引法に組み込まれた制度の運用とすれば、保証の責任、登録制度、検査・監督を考慮すると職業会計士を軸に検討することで、混乱なくうまく着地できるのでは、という意見、すでに任意開示において非監査法人系を含むさまざまな保証機関による保証が行われていることを考えると、もっと広い視点から保証の仕組み、検査監督の制度作りを社会的に整えていくことが社会全体としてサステナビリティ保証の品質の向上につながる、といった意見がありました。

■ 論点5 自主規制機関の役割

第4回WGでは、自主規制機関の運営主体はどうあるべきか、どういった役割を果たすべきであるか、についても検討されました。委員からは、財務諸表監査と同じように、一定の部分は自主規制機関にエンフォースメント（倫理・独立性）をゆだねるのがふさわしい、という意見や、財務諸表監査では日本公認会計士協会が公認会計士法に基づき、相当程度のコストと時間をかけて自主規制機関としての体制整備や活動を行っているが、サステナビリティ保証業務の自主規制機関の場合、誰がそれを負担するのか現時点では明確になっていない、といった意見が示されました。また、自主規制機関を既存の団体の下部組織とすると、多重構造で利益相反が見えにくくなるため、独立した唯一のサステナビリティ保証の自主規制機関として、ガバナンスの仕組みを確保することが必要である、という意見も示されました。

さらに、自主規制機関については、公認会計士・監査法人以外も保証の担い手に含めるのであれば、公認会計士・監査法人に求められるような独立性や倫理、保証水準を確保するための制度を法改正も含めて対応する必要があるが、それには時間がかかるので、やるなら今すぐとりかかる必要あり、制度設計に時間がかかることを理由に開示や保証の開始時期が遅れることはあってはならない、という意見や、その観点からは公認会計士を前提とした制度設計がよいのでは、という意見が示されました。

参考：[金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第4回）議事次第：金融庁\(fsa.go.jp\)](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュートーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>